

ハンセン病 元患者のご家族へ

対象となる方々に
「補償金」を支給します。
秘密は守られます。

○秘密は守られますので、

まずは、お電話でご相談ください。

○この補償金は、法に基づき、

ハンセン病元患者家族の被った

精神的苦痛を慰謝するためのものです。

対象者	(ア) 配偶者（事実婚も含む） (イ) 親、子 (ウ) 親・子の配偶者及び 配偶者の親・子等	補償金額 180 万円
	(エ) 兄弟姉妹 (オ) 祖父母・孫 (カ) 祖父母・兄弟姉妹・孫の 配偶者及び配偶者の祖父母・ 兄弟姉妹・孫等 (キ) 曾祖父母、ひ孫、おじ、 おば、おい、めい	補償金額 130 万円

※ 同居など一定の要件が必要な場合があります。

厚生労働省 補償金相談窓口

電話番号 **03-3595-2262**

受付時間 10:00~16:00
(月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

ハンセン病 厚労省 検索



ハンセン病問題を正しく
理解し、偏見や差別のない
社会の実現を目指しましょう。

ひと、暮らし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

請求期限が令和11年（2029年）11月21日まで延長されました。

制度についての詳細は下記にて、ご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001265549.pdf>